（学外）分析機器利用者登録申請書

　　　年　　月　　日

大阪市立大学 人工光合成研究センター所長　殿

◯ 登録申請者は、以下に示す規程及び本学が定める機器使用上の注意事項、遵守事項等を厳守の上、利用することを誓います。

1. 大阪市立大学人工光合成研究センター分析機器の使用及び分析受託に関する規程（HPで公開）

2. 人工光合成研究センター「機器利用者登録」に関する遵守事項（本申請書の裏面に記載）

3. 機器使用上の注意事項（本人分析の場合、初回利用時に配布）

（枠内はすべてご記入ください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請代表者もしくは所属長 | 会社・団体名　 |  | 公印 |
| 申請代表者・所属長氏　名 |  |
| 会社・団体住所 |  |
| 電話番号 |  |
| 利用者氏名 | 所属・補職氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 所属先住所 |  |
| 電話番号 |  |
| e-mailアドレス |  |
| 利用料支払責任者氏名（請求先）□同上の場合はチェック | 会社・団体名 |  |
| 所属・氏名 |  |
| 所属先住所 |  |
| 電話番号 |  |
| e-mailアドレス |  |
| 利用機器ご希望の利用機器及び測定方法に○印をつけてください。 |  | 核磁気共鳴分析 |  | 本人測定 |  | 依頼測定 |
|  | 質量分析 |  | ― |  | 依頼測定 |
|  | Ｘ線回折分析 |  | 本人測定 |  | ― |
| 特記事項（機器利用の目的・概要など） |

（注）ご提出の際は、必ず両面印刷の上、押印ください。

【決裁欄】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録年月日 | センター所長 | 部会長 | 担当係長 | 担当者 | 備考 |
|  年　月　日 | ㊞ | ㊞ | ㊞ | ㊞ |  |

大阪市立大学

人工光合成研究センター「分析機器利用者登録」に関する遵守事項

機器利用者登録申請にあたって、下記の遵守事項に同意の上、分析機器等の利用登録を申請

します。

記

１．分析機器利用・測定にあたっては、利用者は事前に本学担当者と相談の上、「機器利用者登録申請書」を提出する。

２．分析装置の故障などで測定できなくなった場合には、測定を延期することがあり、それに係る損害を利用者は請求できない。

３．センター所長および本学担当者は、利用者が機器を取り扱うための十分な知識等を有していないと判断したときには、いかなる時点においても作業等を中止し、測定を拒否することができる。

４．試料および試薬等が毒物や法律等に触れるもの、機器を破損する恐れのあるものなどについては、機器利用者が責任を持って安全衛生にかかる情報を本学に開示するものとする。センター所長および本学担当者が受入できないと判断したものについては、測定を拒否することができる。

５．本人測定については、利用者の責任で機器を棄損または滅失したときには、利用者がこれを原形に復帰し、また損害を賠償する。

６．利用者は、機器の利用にあたって、関係法律を守り、安全衛生対策、事故防止等に十分な注意を払うものとする。また、利用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることを禁止する。

７．前項に反して、利用者の過失により本人が怪我または病気をした場合は、本学は一切責任を負

わないものとする。

８．利用者は、承認された時間内に清掃等を含め、すべての作業等を終了しなければならない。

９．測定で得られたデータは、本学が保障するものではない。そのデータを利用することにより生じた損害については、本学は一切責任を負わない。

１０．分析機器利用者登録受付期間は、毎年4月1日～翌年3月31日までの1年間とし、年度途中からの利用

者登録受付期間は、登録の受付日から年度末の3月31日までとする。したがって、分析機器の利用

者は、毎年、機器利用者登録申請書を提出し、利用者登録の許可を得なければならない。

以上